

社会福祉法人健寿会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健寿会（以下「本法人」という。）の定款第8条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬は、定款第8条第1項及び第21条第1項の規定により無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会への出席又は法人の業務のために出席した場合には、定款第8条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、社会福祉法人健寿会旅費規程の規定に基づき、日当として5,000円を支給する。

(支給方法)

第4条 役員等の費用弁償の額は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、直接現金にて支払う。

(公 表)

第5条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成29年6月13日より施行する。